大学教育における合理的配慮の課題

— 過重な負担に影響する要因 —

An issue of reasonable accommodation for university education: A factor of affect undue burden

郷 田 妙 美 Tayumi GOUDA

論文要旨

本研究は大学教育において、障害のある学生に対する合理的配慮の取り組みの実態を明らかにすることを目 的とした.さらに取り組み事例より困難性,課題を抽出し、大学教育における「過重な負担」に影響する要因 を明らかにした.研究課題として、①どのような組織で、どのような合理的配慮を実施しているか、また大学 組織が合理的配慮の実施に対してどのような考え方を持っているか、②具体的な取り組みにおける困難性と合 理的配慮を実施する際の課題は何か、③大学が取り組んでいる合理的配慮の「過重な負担」に影響する要因は 何かを設定した.

調査方法として質問紙調査およびインタビュー調査を行った. 質問紙調査は大学を対象に実施し,131 校から回答を得た.分析は記述統計を行った.インタビュー調査は質問紙調査から協力を得られた10大学の障害 学生支援担当者に Zoom 調査を実施し,質的記述式分析を行った.

その結果,質問紙調査では障害学生支援担当者の教育的支援と生活支援に対する意識の差が示された.イン タビュー調査では過重な負担に影響する要因①費用・負担の程度,②実現可能性の程度,③合理的配慮への公 平性や基準,④障害種別ごとの課題,⑤生活支援・医療的支援,⑥就職支援,⑦保護者対応の分析と考察を行っ た.そして大学構内における福祉サービス利用の検討および「教育を受ける権利の保障」と「教育を受けるた めの生活の環境保障」の両面からの検討が必要であると考えた.

キーワード:大学教育、合理的配慮、過重な負担、教育を受ける権利

Keywords : University education, Accommodation, Provide undue burden, The right to receive an education

研究の背景

「合理的配慮」とは障害者からの意思の表明に基づ き,負担が過重でない範囲において,生活上の妨げと なる社会的障壁を取り除くために状況に応じて行われ る変更や調整のことである.合理的配慮は2016年4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法律(第7条第2項,第8条第2)」により, 国の行政機関や地方公共団体の義務であり,民間事業 者は努力義務とされている.2021年5月には合理的 配慮の提供を民間事業主に義務付ける改正障害者差別 解消法が参議院本会議で可決,成立し,改正法公布日 の2021年6月4日から起算して3年以内に施行予定 となっている.

現在の大学における合理的配慮の基本的な考え方 は、国公立大学等では障害者への差別的取扱いの禁止 と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務、私立大学等 では合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となってい るが、今後の義務化に向けて、準備を進めている段階 である.

教育上の合理的配慮は、障害者権利条約第24条に

おいて「学校側に過度の負担を課さないもの」とされ ている.文部科学省所管事業分野における障害を理由 とする差別の解消の推進に関する対応指針では「過重 な負担」の基本的な項目として,1.事務・事業への 影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損うか 否か),2.実現可能性の程度(物理的・技術的制約・ 人的・体制上の制約),3.費用・負担の程度,4.事 務・事業規模,5.財政・財政状況,と定めているが, 具体的な内容については記載されておらず,どの程度 の負担ならば「過重」なのかについて明確な基準がな い.そのため合理的配慮の「過重な負担」は個々の ケースによって判断が変化し,支援者は対応の範囲と 必要性の判断に苦慮することがある.

以上のことから、本研究では合理的配慮の「過重な 負担」に影響する要因について明らかにしたいと考え た.

2. 研究の目的

本研究は大学教育において、障害のある学生に対す る合理的配慮の取り組みの実態を明らかにすることを 目的とした.さらに取り組み事例より困難性,課題を 抽出し,大学教育における「過重な負担」に影響する 要因を明らかにした.以下3つのリサーチクエスチョ ンとして、①どのような組織で、どのような合理的配 慮を実施しているか、また大学組織が合理的配慮の実 施に対してどのような考え方を持っているか、②具体 的な取り組みにおける困難性と合理的配慮を実施する 際の課題は何か、③大学が取り組んでいる合理的配慮 の「過重な負担」に影響する要因は何かを設定した.

3. 研究方法

本研究では、質問紙にて大学が行うべきと考える 合理的配慮の意識について調査し、その後、インタ ビュー調査から実態を明らかにした.そして「意識」 と「実態」との関係性を見た.

1) 質問紙調査

質問紙調査は日本の全大学 792 校を対象に全数 調査を実施し、131 校から回答を得た(有効回答率 16.5%). 質問紙を作成し、各大学にメール送付もし くは郵送し,データを収集した.調査項目は「各大学 の属性」として,回答者の属性,大学の運営主体,各 大学の学生収容人数,各大学の学部構成,主担当の部 署,そして「合理的配慮の範囲とは何か(各大学の担 当者の意識調査)」について質問した.意識調査は日 本学生支援機構が毎年実施している「障害のある学生 の修学支援に関する実態調査」の項目から選定し,一 部改変して質問項目とした.質問紙調査の分析方法 は,SPSS Statistics Base Grad Pack ver28 を使用し, 記述統計によって検証を行った.

2) インタビュー調査

二次調査方法として質問紙調査の回答から協力を得 られた 10 大学の障害学生支援担当者に Zoom にてイ ンタビュー調査を実施した.大学の選定は事例により 困難性のある大学を抽出した.大学の特徴は表1で示 した.

インタビュー内容は①質問紙回答の不明瞭な部分の 確認,②合理的配慮の具体事例について,③合理的配 慮の中で「過重な負担」と思われた内容,④これまで 学生や保護者の要望の中でできなかった事柄と理由, ⑤合理的配慮の合意形成ができなかった時の代替え 案,⑥合理的配慮に関して発生した費用とその具体的 な金額,どこの費用負担であるかの確認,⑦合理的配 慮の公平性について,⑧学生の相談体制,⑨今後,合 理的配慮で必要と思われる支援内容について,であっ た.

インタビュー調査の分析方法は質的記述的分析を 行った.まずインタビュー内容を「費用・負担の程 度」,「実現可能性の程度(物理的・技術的制約・人 的・体制上の制約)」,「合理的配慮への公平性や基準」 の3つに分類した.なお3つの項目の選定は,文部科 学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報 告(第一次まとめ)」を基にし,「費用・負担の程度」, 「実現可能性の程度(物理的・技術的制約・人的・体 制上の制約)」を選択した.「各大学の事務・事業規模 および財政・財政状況」については,本研究では判断 しにくい項目とし,取り入れなかった.

合理的配慮への「公平性や基準」については「文部 科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応指針」の「公平性を損なわな い範囲」を基にし、最終的に3つの項目を選定した. 分析を進めた結果,新たな項目「障害種別ごとの課 題」、「生活支援・医療的支援」、「就職支援」、「保護者 対応」の4つが生成され、これらの項目から合理的配 慮の「過重な負担」に関して分析、考察を行った.

4. 倫理的配慮

本研究は、日本福祉大学大学院「人を対象とする 研究」に関する倫理審査委員会の承認(承認番号 20-018, 2021 年 4 月 8 日承認)を受けたうえで実施した. 対象者に対して研究目的や研究方法、守秘義務につい て口頭にて説明し同意を得た.

5. 研究結果

1) 質問紙調査における各大学の属性

回答者の属性は,職員が116人(88.5%)で最も 多く,教員が13人(9.9%),その他2人(1.5%) であった.大学の運営主体は,私立大学が81校 (61.8%),公立大学が30校(22.9%),国立大学が20 校(15.3%)であった.

障害学生支援を主に担当している部署について最も 多かったのは学生課 84 校であり、全体の約 65%を占 めていた.次いで障害学生支援室 16 校(12.2%)、保 健センター(保健室)4 校(3.1%)の順であった。

本結果から,主に障害学生支援を担当している部 署は学生課であり,障害者支援の専門部署はわずか 12.2%のみであることがわかった.

2)質問紙調査による各大学の障害学生支援担当者の 意識調査結果

意識調査では、大学が支援すべき「合理的配慮の範 囲とは何か」について、各大学の障害学生支援担当者 を対象に意識調査をした.回答は「全く必要ない」を 1、「あまり必要ない」を2、「可能な範囲でやるべき」 を3、「絶対やるべき」を4とし、それぞれの項目を

大学	学生数	学部の構成	障害学生支援部署と特徴	インタビューの主な内容
A 大学	1001~3000人	文 系	・学生課・教員と職員の連携が 強い	・学部組織的な合理的配慮の取り組み・困難事例 についての対応
B 大学	5001~10000人	文 系 理 系	・教務課・学生課	 ・学園の建物改修計画および実習がある学部のト ラブルケース対応
C 大学	5001 ~ 10000 人	文 系 医療系 福祉系	・学生課・福祉職, 心理職, 医 療職を配置	・障害学生支援を専門分野としている教員が在 籍・整った学生サポーター制度と多職種連携
D大学	10001 人以上	文 系 (語学系)	・学生部	・授業ではリスニングおよびスピーキングの必要 性が高く,聴覚障害や言語障害の学生の入学は ほとんどいない・障害学生の居住地の自治体に よる大学修学支援制度の活用
E 大学	5001 ~ 10000 人	文 系 理 系 福祉系 医療系	・3 部署で障害学生支援を分担	 身体的障害は学生事務室,精神障害は学生相談室,内部障害は保健管理室で対応
F 大学	1001~3000人	文 系 医療系	・学生課	・合理的配慮の申請者については,入学前に全員 面談を実施・外部機関の高額な情報保障サービ スについて,上限設定を設けた
G 大学	1001~3000人	文 系 福祉系	•教務学生課	・聴覚障害の学生の比率が高く,UDトーク等によ る情報保障の普及と拡大の検討
H 大学	1001 ~ 3000 人	文 系	・障害学生支援オフィス	 行政による修学支援制度や障害者支援センター 等による就職支援について
I 大学	5001~10000人	文 系 理 系 福祉系	・学生課	・通信制部門の特徴的な障害者対応や費用
J 大学	5001~10000人	文 系 理 系	・学生課・保健センター内に障 害学生支援部署設置	・障害学生の自助努力と保護者対応等について

表1 インタビュー調査を実施した各大学の特徴

	上位群(平均值 3.00 以上)	n	平均值	標準 偏差		下位群(平均值 3.00 未満)	n	平均值	標準 偏差
1	障害学生の個別相談対応(メール・ 電話相談含む)	123	3.38	.54	11	居場所スペース設置	122	2.98	.60
2	教室環境整備(エレベーター・車椅 子スペース設置等)	123	3.28	.55	12	ノートテイク	122	2.97	.56
3	車通学の許可	123	3.21	.68	13	文字起こしや字幕付与	121	2.94	.58
4	個別の就学支援	123	3.16	.59	14	独立した障害支援部署の設置	120	2.92	.78
5	障害学生に関する公的機関・学外施 設との連携	120	3.14	.56	15	大学側が支援者を探す	123	2.89	.69
6	障害学生の付き添い者の学内施設利 用許可	120	3.13	.61	16	コミュニケーションの場を大学が提供	120	2.85	.58
7	授業形態(実習や学外研修等)	123	3.12	.54	17	出身高校との情報共有	120	2.85	.58
8	障害学生の保護者への個別対応	119	3.11	.55	18	単独の食事スペース設置	120	2.78	.61
9	音声認識ソフトウェア	122	3.02	.55	19	専門職を大学が新たに雇う	120	2.76	.73
10	障害学生支援者の養成(学生ボラン ティア等)	121	3.02	.63	20	手話通訳	120	2.72	.55
					21	課外活動支援(授業外)	122	2.70	.61
					22	支援者を大学が新たに雇う	120	2.54	.65
					23	一人暮らしの障害学生の下宿や寮へ の様子確認	118	2.37	.70
					24	障害者が利用しやすい寮の設置	116	2.35	.77
					25	食事介助	117	2.20	.84
					26	排泄介助	117	2.20	.82
					27	休日,夜間等の業務時間外対応	117	2.09	.63

表2 合理的配慮の範囲とは何か(各大学の担当者の意識調査)

*1:全く必要ない、2:あまり必要ない、3:可能な範囲でやるべき、4:絶対やるべき、として点数化

平均値±標準偏差で表した.

その結果として、表2にあるように、支援の必要 性があると答えている上位群(平均値3.00以上)は、 障害学生の個別相談対応、教室環境整備、車通学の許 可等の10項目であった.これらの教育上の支援や環 境整備、個別対応は、過重な負担であってもやるべき と考えられているのではないだろうか.

逆に下位群で平均値が特に低い3項目は食事介助, 排泄介助,休日・夜間等の業務時間外対応,つまり生 活支援の項目であった.特に食事介助,排泄介助につ いては標準偏差の値が他よりも大きく,障害学生支援 担当者の意識差があることもわかった.これらは過重 な負担があるならば,可能な範囲で行えばよいと判断 された項目ではないだろうか.

3)インタビュー調査から示された合理的配慮の過重 な負担に影響する要因

表3にあるように、インタビュー内容から抽出した

サブカテゴリーをグループ分けし,カテゴリーとして まとめて分析した.そして7つの構造化を導き出し た.構造化の根拠として,インタビュー調査のエピ ソードの一部を取り上げる.

まず、「障害種別ごとの課題」というワーディング が導き出されたのは、10大学中、8大学から発達障害 学生のエピソードが聞かれたことであった。例をあげ ると「発達障害の学生はパソコンが苦手な学生が多 く、声かけや教え方にも手がかかり、専用の学生サ ポートをつけている」等があった。

次に「生活支援・医療的支援」では、「行政の福祉 サービス受けられる大学の障害学生は、重度訪問介護 制度では重度肢体不自由の学生に限定されてくる」等 のエピソードがあった.これにより障害の程度の違い で社会福祉制度が利用できない現状があることが課題 であると考えた、

「保護者対応」では,「障害学生本人からではなく保 護者から『この子は○ができないので大学で支援して

影響する 要因	カテゴリー	サブカテゴリー
	(大学による費用負担) 物理的な費用・負担の問題	多目的利用を考慮した建物改修により、金銭負担が多くても過重な負担にならない
		大学の建物は「特定建築物」に相当し、建物改修は必要経費で実施
		実習用の支援機器の購入経費
		電動車椅子用充電器の充電
		障害学生(聴覚障害)の入学により、学生支援の予算が増額
	貸 月 損	予備の支援機器の必要性と購入経費
	直の問題	聴覚障害用の支援機器の購入および貸し出し、支援機器運用のための年間契約料の予算確保
1.		障害学生のために必要な防災用品の費用
		障害学生の利便性を考えた外部会場選択と高額になる費用
費用	人的資源と費用の問題	障害学生支援部署の予算確保の必要性、大学内で予算の割り当て
・ 負 担		合理的配慮に関するイベント(SD/FD 等)の講師謝礼費の予算立て
担の		情報保障のため外部専門家を依頼.支援費の上限を設定
程 度		発達障害学生のノートテイカーによる支援、費用負担を含む支援内容の検討
度		障害学生(肢体不自由)への有償学生ボランティアによる支援の上限設定、上限を超える場合は保護者負担
		発達障害学生支援のため実習助手が不足.専門家増員による大学負担増
		元教員を契約職員とて採用し、コスト削減につなげる
		学生有償ボランティアによる情報保障(ノートテイク・字幕入れ)とその費用負担
		学生有償ボランティアの保険加入費用負担
		専門の外部講師によるノートテイクとその費用負担
		障害学生の支援キャンセルによる有償ボランティアへのキャンセル料の発生
		手話通訳の確保と高額な費用の調整.行政負担,大学負担,本人負担の場合がある

表 3-1 インタビュー調査から示された合理的配慮の実態および課題 (費用・負担の程度)

ほしい』と要望が出され、本人の困りごとなのかその 判断が難しい」、「試験なしで単位がほしいと言われ た」等のエピソードがあり、保護者との対話の必要性 から「保護者対応」のワーディングが導き出された.

「就職支援」では「発達障害学生を就労移行支援の 専門機関につなげることで,就労支援だけではなく就 職後の定着支援も可能になる」とのエピソードから 「就職支援」のワーディングが導き出された.

以上、4つが新たに生成されたカテゴリーであり、 「費用・負担の程度」、「実現可能性の程度(物理的・ 技術的制約・人的・体制上の制約)」、「合理的配慮へ の公平性や基準」の3つは文部科学省から示されてい る項目と一致した。

表 3-1 では、サブカテゴリーから「物理的な費用・ 負担の問題」と「人的資源と費用の問題」の 2 つのカ テゴリーが抽出された.ここで影響する要因として 「費用・負担の程度」が導き出された.「物理的な費用 負担の問題」では、大学の建物改修費用や修学上必要 な支援機器が必要経費として認められている現状がわ かった.

「人的資源と費用の問題」では、ノートテイカーや 手話通訳派遣等の情報保障による高額な人件費が課題 となった.現状では大学と障害学生との対話により決 められ、合理的配慮の提供状況が個々で異なっている 現状が明らかになった. 表3-2 では、サブカテゴリーから「大学および障害 学生支援部署の支援体制」,「障害学生を支援する部署 の現状」,「授業(実習)における配慮と困難」の3つ のカテゴリーが抽出され、影響する要因として「実現 可能性の程度」が導き出された.

各大学は組織や支援体制の整備を進めているが,障 害学生支援に携わる教職員が多種多様な業務に労力を 費やす現状が明らかになった.

表3-3では、サブカテゴリーから「修学における公 平性と基準」、「修学以外の公平性や基準に関するこ と」の2つのカテゴリーが抽出された.ここで影響す る要因として「公平性や基準」が導き出された.修学 面では実習評価の判断などの課題が示された.修学以 外では社会福祉制度に関して示され、自治体により受 けられる制度が異なることがわかった.公平性を欠く 社会福祉制度については今後、整備すべきではないか と考えた.

表3-4 では、サブカテゴリーから「精神障害・発達 障害支援学生の支援」のカテゴリーが抽出された.こ こで影響する要因として「障害種別ごとの課題」が導 き出された.精神障害・発達障害学生の配慮内容につ いては個々によって多種多様であり、中には安全の保 障が担保できない困難事例もあることがわかった.対 応する支援者が多大な労力を要する現状が示された.

表 3-5 では、サブカテゴリーから「生活支援」・「医

影響する 要因	カテゴリー	サブカテゴリー
	大学および障害学生支援	法施行と同時に組織化と特別支援部会を立ち上げ
		配慮決定会議までに時間を要す場合、教員による教育的支援を実施
		入学後の5月に障害学生全員の個別面談を各担当教員が実施
2.		入試時や入学前から本人と大学の事前打ち合わせを実施
		合理的配慮可能もしくは不可能な範囲を提示
実現可能性	生	教職員間の連携ができ、障害学生にヒアリングしやすい環境を整備
可能	文 援	学生課の配下に障害学生支援室・保健室・学生相談室があり、社会福祉士・看護師・心理士が連携
	支援体	合理的配慮業務を3部署で役割分担.具体的には学生課(身体障害者),保健室(内部障害),学生相談室(精神障害)
の 程	接るの	医療系・福祉系学部の教員の協力体制
度	制	情報保障については基本的に学内での支援と限定
物	障害学生を支援する部署	歴史が浅く、教職員の人員・経験不足
理的		障害者支援に関する専門家が少ない.障害学生支援担当者の知識不足
•		本人了解のもと保護者と連携するケースの増加
技術的制約		学内の教職員から障害学生支援部署へ相談増加
		病院や公的機関とのコーディネート業務の増加
		教科書点訳については著作権の問題等により調整に時間を要す
人	署	視覚障害学生へ個別でのデータやテキストの提供図や表が読み取れないことへの配慮の必要性
的	の 現 状	聴覚障害学生用に字幕付け実施
体		学生の合意により、実習先やインターンシップ先への障害情報開示および受け入れ可否の打診. 配慮顧の作成と提出
制上	授業(実習)におけ	実習に出席できないため、国家試験の免許取得できず卒業するケース
の		調理実習の特性(刃物や熱湯使用)による問題.実習助手による障害学生の配慮
制約		障害学生に対する実習先からのクレームと実習の中止
C T		実習期間中の急な障害学生の体調不良による休日の緊急対応の必要性
		看護実習,保育所実習等の配慮と苦慮
		重い基礎疾患がある障害学生の実習中止と補講の必要性
	Ś	実習中、支援機器の利用により、支援者をつけない方向性と検討

表 3-2 インタビュー調査から示された合理的配慮の実態および課題(実現可能性の程度)

表 3-3 インタビュー調査から示された合理的配慮の実態および課題(公平性や基準)

影響する 要因	カテゴリー	サブカテゴリー
	修学における公平性	実習における代替えの適正、教育実習を受けないことへの検討
		難病による語学実習の欠席(授業における語学留学あり)
		宿泊を伴う授業の情報保障の困難さ
		レポートの提出期限が守れないことへの評価と配慮に対する苦慮
		障害を理由に課題の未提出や,授業・定期試験の欠席について,配慮や単位認定を求めてくる学生への対応
		障害学生の授業の出席状況についての評価基準の難しさ
	る公	授業の出席日数で合否判定を決める制度の可否.理解度を評価することへの妥当性の検討
	革	振り返りの課題での評価の妥当性
	や	ノートテイカーの技術レベルによる謝礼費の増額
	ー や 基 準	障害学生への転部転科への代替え案の必要性
		オンデマンド授業は延長が不可能、授業や試験の延長不可による問題
3.		外部委託業者による試験の未整備
		欠格条項に入らない障害学生への対応
公平	修学以	大学入学前からの相談受付やセミナー開催による支援体制の整備
性や		合理的配慮がどこまで可能であるかの事前確認
や 基 進		課外活動支援の配慮は困難であることを周知
14 ⁴		就職活動に関する配慮
	外の	合理的配慮の線引きの明確化
	修学以外の公平性や基準に関すること	過重な負担にならなければ大学側が配慮
		障害学生が自力でできることは配慮しない(自助努力)
		障害を理由とする理不尽な振る舞いに対する対応
		手話通訳者派遣が自治体により対応が異なる問題
		行政による重度障害学生への支援
		行政との話し合いにより、学生への一部の支援が行政負担
		自治体による障害者福祉サービスの偏りによる不平等. 行政による大学の修学支援制度については,条件があるため,制 度の対象になるのかを窓口で確認が必要
		行政の意思疎通支援事業が利用できる場合は、手話通訳費用は行政負担
		個々の障害者により支援にかかる経費の違い

影響する 要因	カテゴリー	サブカテゴリー
	精神障害・発達障害学生の支援	途中退席や遅刻の頻度と単位の検討
		教員が教育的支援をしても成績が伸びず、授業の進行に支障をきたす
		明らかに生活に支障が出ているが本人が受診拒否をするケース
		障害学生に暴力的な傾向がある場合の学外実習についての検討
4.		精神障害・発達障害学生への障害学生支援がメインの傾向
		障害学生の無自覚な行動により周囲の学生の迷惑行為となるケース
障 害 種		障害学生の中には症状が激しく周囲の学生に影響をあたえる困難ケースがある
別		発達障害学生の移動支援の必要性. 教室がわからなくなってしまうため学生に同行
別ごとの		発達学生のこだわりによる学生支援業務の弊害
の 課 題		障害学生の支援者に対する攻撃性
題		パニックを起こす障害学生の度重なる対応
		大学入学直後の不安定さによる頻回な支援の必要性
		高校まで大きなトラブルがなく、保護者が障害について認識がないケース
		発達障害の診断を受けていないグレーゾーンの学生の増加と支援の長期化
		発達障害学生対応による教職員の残業の増加

表 3-4 インタビュー調査から示された合理的配慮の実態および課題(障害種別ごとの課題)

表 3-5 インタビュー調査から示された合理的配慮の実態および課題(生活支援・医療的支援)

影響する 要因	カテゴリー	サブカテゴリー
	生活支援	生活支援の範囲の検討
		障害学生の付き添い時間や頻度による過重な負担
5.		障害学生が幼少期より社会福祉制度を利用している場合、大学においても制度利用できる可能性の有無
生		重度の障害学生の障害福祉サービス活用の必要性と行政との調整
生活支援		介助者の人件費が発生する場合の話し合いの必要性(大学,保護者,行政)
按•医療的支援		保護者による障害学生の介助協力の必要性
		肢体不自由学生等の支援について公共機関との連携の必要性
的 支		大学の立地条件による生活支援の負担
援	援 の 問 題	医療的支援をによる大学負担の検討
		医療行為に対して、大学教職員が実施可能な範囲と責任問題

療的支援の問題」の2つのカテゴリーが抽出された. ここで影響する要因として「生活支援・医療的支援」 が導き出された.「生活支援」では,介助者の問題や 生活支援の範囲など課題は多く,過重な負担として捉 えられやすい現状が示された.「医療的支援」につい ては,大学は医療機関ではなく,医療的な知識や資格 を必要とする配慮が困難であることが課題となった.

表 3-6 では、サブカテゴリーから「外部専門機関と の連携」,「就職支援体制と現状」の2つのカテゴリー が抽出された.ここで影響する要因として「就職支 援」が導き出された.就職活動は障害学生にとって ハードルが高く、個別性の高い支援が必要となる.そ の体制整備と業務遂行が大学の合理的配慮の課題の1 つではないだろうか.

表 3-7 では、サブカテゴリーから「保護者との連携

や協力体制」のカテゴリーが抽出された.ここで影響 する要因として「保護者対応」が導き出された.障害 学生に合理的配慮を提供する過程において,保護者と の連携が不可欠であることが示され,そのための時間 と労力も今後も課題となるであろう.

6.考察

どのような組織で、どのような合理的配慮を実施 しているか、また大学組織が合理的配慮の実施に 対してどのような考え方を持っているか

表2より,上位群の項目は教育面における環境整備 および個別対応によるものであった.また下位群にお いては,平均値が高めの項目は教育的支援に関する項

影響する 要因	カテゴリー	サブカテゴリー
	連機外 携 し の 門	公的機関(障害者就業センター・ハローワーク等)や就労移行支援所との連携
		学生の在学中だけではなく、卒業後の支援につながる公的機関との連携
	就職支援体制と現状	障害者手帳・精神障害者福祉手帳の取得を見据えた就職支援
6		社会福祉制度を利用の有無等の情報収集の必要性
就		障害学生が社会に出た後に相談できる場所の具体的な提示の必要性
就職支援		大学より就労移行支援所やハローワークの障害者の就職情報が豊富
		支援機器活用により聴覚障害学生が企業説明会に支援者なしで参加可能な状況に移行
		手帳取得により障害者枠での就職活動も可能
		新卒でも障害者雇用は難しい現実
		大学卒業後すぐに就職しないなど、働き方の多様性の拡大
		障害学生をどう社会につなげていくのか等,大学の役割の重要性

表 3-6 インタビュー調査から示された合理的配慮の実態および課題(就職支援)

表 3-7 インタビュー調査から示された合理的配慮の実態および課題(保護者対応)

影響する 要因	カテゴリー	サブカテゴリー
7. 保護者対応	保護者との連携や協力体制	保護者対応の増加と不可欠な保護者とのつながり
		障害学生の情報共有. 学生が自身で伝えられない障害の場合, 保護者と連携
		障害学生本人ではなく、保護者の不安による相談業務の増加
		障害学生本人ではなく、保護者が大学の心理相談を利用するケースの増加
		障害の診断を受けていない学生や保護者の認識不足や障害受容の困難さから生じる周囲への影響
		意識を失いやすい障害学生等の安全の担保の問題.保護者に付き添い依頼
		障害学生の生活支援は保護者の協力も必要
		保護者から大学への過度な要求合理的配慮=「要望をなんでも聞き入れる」と誤認識されやすい

目が含まれ、平均値が低めの項目は生活支援に関する 項目になっていた.

大学という教育機関の役割は,高い教養と専門的能 力を培うことであり,教育面での合理的配慮は「過重 な負担があってもやるべき」という意識が働く.一 方,生活支援は福祉的な要素が多く,学生生活上必須 であるものの,教育と切り離されて考えられやすい. そのため「過重な負担にならない範囲でやるべき」と の意識が働きやすいのではないだろうか.しかも現在 の社会福祉制度では大学での生活支援は認められない ことが多く,社会福祉の力に頼ることは難しい.以上 から,生活支援は過重な負担に影響する要因になりや すいのではないかと考えられた.

2) 具体的な取り組みにおける困難性と合理的配慮を 実施する際の課題は何か

本調査より,教育的合理的配慮は大学において「や るべき」という意識が高く,各大学において可能な限 り実施されていることが明らかになった. 一方,生活支援は質問紙調査の結果から「過重な負担にならない範囲でやるべき」と考えられているものの,インタビュー調査の実態として,障害学生や保護者からの支援要望が多く,その対応が大学ごとに異なっていた.つまり大学で障害学生支援をする側の意識と実態が伴っていないということが今回,明らかになった.

プライベートな側面を含む生活支援は、大学が全般 的に支援するものではなく、家族の協力や支援体制の 構築が必要であり、さらに大学の課題のみならず、日 本社会での課題として検討すべきであると考える.

3)大学が取り組んでいる合理的配慮の「過重な負担」 に影響する要因は何か

①費用・負担の程度

本研究から「費用・負担の程度」について,施設や 支援物品の費用負担についての情報を得ることができ た.その結果,施設設備や支援機器等の費用負担が過 重な負担になったケースはほぼなかった.その理由 の1つ目として,施設設備については2006年12月に 施行されたバリアフリー法に関係していると考えられ る.各大学は建物の改修計画に併せてエレベーターを 増設するなどの環境整備を進めており,改修工事費用 は必要経費として予算化されていることが多い.2つ 目の理由として施設整備の対象が「個人のものであ るか否かの捉え方」に関係すると考えられる.飯塚 ら(2018:4)によると,「障害者差別解消法同第5条 ②不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前 的改善措置に対応する場合に,不特定多数の利用者の ために設置するものであるものは合理的配慮とは考え ない」と言及している.本調査における施設整備につ いても不特定多数の利用者のために還元される設備と 捉えられており,結果として「過重な負担」にならな かったのではないかと考える.

障害支援機器にかかる経費についても同様に過重な 負担とされなかった.その理由として,情報保障に必 要な費用は授業料の範囲と認識されていること,障害 学生と大学側間で話し合い,合意の上で準備されてい ること,支援機器の価格が購入可能な範囲であること が考えられた.

過重な負担の要因になりやすいのは、やはり人件費 である.本調査からは障害学生に対するインテーカー や手話通訳等の人件費が高額になることについて明ら かになった.交代要員が必要となる場合もあり、人件 費が2~3倍になることもある.

手話通訳者にかかる費用負担について三原(2013: 3)は「ボストン大学でのヒアリングでは、大学に在 籍している聴覚障害者が大学院の進学を希望した場 合、高度な大学院の授業に対応する手話通訳者の確保 は合理的配慮に当たり、大学側が確保する義務を負う との考え方が示されていた」と述べている.つまりア メリカでは高等教育における「修学面の支援」は、大 学側の責任において行うこととされている.

本調査においても、大学が障害学生1名に対して補 助額の上限を定め、それを越えた場合は自己負担と取 り決めたとのエピソードも聞かれた.諏訪ら(2017: 3)は、「イギリスの障害学生支援では、ノートテイ カーなどの障害支援の人件費はすべて有料であるが、 イギリス政府が障害学生に対し、障害学生手当という 助成金を学生のニーズに合わせて給付している」と述 べている.イギリスの福祉制度の予算は個別化されて おり、そのため支援機器や支援を受けるための人件費 は、国から助成金を受けた障害学生本人が支払う仕組 みになっている.

高額な費用負担が発生する場合,個人や大学がそれ を負担するには限界がある.大学での障害者支援を充 実させるには日本の高等教育機関においても政府が助 成することが必要だと考える.国内情勢や大学の状況 を鑑みたうえで,支援に係る費用の在り方を検討する 必要がある.

②実現可能性の程度(物理的・技術的制約・体制上の 制約)

実現可能性の程度については3つのカテゴリーが抽 出された.まず1つ目は大学の支援体制に関すること である.障害者差別解消法施行により,日本の大学は 障害学生のために体制整備を始めた.これにより障害 学生の大学入学への障壁が緩和され,入学前から大学 入学への準備を進める傾向が見られ始めた.障害学生 が入学に至るまでに双方の話し合いを進めながら,大 学はどのような支援が可能であるか,どこの部署が何 を担当するか等,役割分担を進めていかなければなら ない.

組織的な体制整備の一つとして諏訪ら(2017:7) は「新体制により,支援のアレンジをするのが障害学 生支援部署であり,授業内の支援の主体となるのは学 生が所属する各部局(各学部)とした」と述べてい る.

本調査では84校(約65%)の大学が主担当は障害 学生支援室となっていたが,修学や生活支援等,多岐 にわたる業務を1部署で抱えることは過重な負担とな りかねない.大学における各学部や各課室が連携し, それぞれの役割のもとで障害学生支援を行う体制を作 ることが必要である.

2つ目に専門家による相談業務について考える.

日本学生支援機構(2010)によると,1950年代に 始まった学生相談室は,2000年に「教育指導の充実 やサービスの向上」などを謳い,取り組みがなされて きた.そして現在,障害学生の精神的支援において心 理の専門家による学生相談は重要な役割を担ってい る.

しかし吉武(2020:37)は「実質カウンセラー数が 十分な状態の学校はほとんどなく、反対に少子化と予 算削減という大学等の経営上の問題を背景に、カウン セラー配置については、専任・常勤カウンセラーでは なく、非常勤カウンセラーに依存する体制を作って いる学校が多い状態が続いている.」と述べている. 日本学生支援機構(2010)によると、常勤カウンセ ラーの配置は国立で 62.0%、公立で 21.0%、私立で 48.2%であり、全体では 47.2%である.つまり障害学 生の相談体制は十分とは言い難く、心理の専門家の雇 用や育成が今後、必要になるであろう.

3つ目のカテゴリーである「授業(実習)における 配慮と困難」については、次の「3)公平性や基準」 にて併せて取り上げる.

③公平性や基準

合理的配慮の提供を受けている障害学生にとって, 授業や実習における個別支援は必然であり,その充実 性が望まれる.しかし本調査において,合理的配慮を 提供している障害学生が公平性に欠ける要望を出す実 態があることがわかった.

その1つは障害学生が合理的配慮申請を理由に授業 や試験を欠席しても授業単位の保障を求めることであ る.教育的合理的配慮は,教育の基準を引き下げ,実 質的変更を求めるものではなく,他の学生との公平性 も保たなければならない.

本インタビュー調査では,特に実習についての公平 性や過重な負担について取り上げられた.実習は実験 的・実証的に経験することにより資質能力を培うもの であり,基本的に実習を受けなければ単位を修得する ことができない.代替え措置として補講を行う場合も あるが,担当教員にとって過重な負担につながりやす いと言える.

各大学は文部科学省の指導により教学経営において 「学位授与の方針」,「教育課程編成・実施の方針」そ して「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確に示 している.その方針に則り,教育の公平性を保ちつ つ,合理的配慮の提供を検討することが重要となる.

「公平性や基準」のカテゴリーの1つである「行政 による社会福祉サービスの公平性」については「5) 生活支援・医療的支援」の項目で併せて述べる.

④障害種別ごとの課題

合理的配慮については「どこまでが支援範囲となる のか」と判断に迷うものが非常に多い.その1つに精 神障害・発達障害の支援がある.

障害者基本法の障害者の定義では,精神障害第3級 は「精神障害の状態が,日常生活若しくは社会生活が 制限を受けるか,又は日常生活若しくは社会生活に制 限を加えることを必要とする程度のものである.」と 定められている.また発達障害者支援法では「発達障 害とは,自閉症,アスペルガー症候群その他の広汎性 発達障害,学習障害,注意欠陥多動性障害その他これ に類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢 において発現するものとして政令で定めるものをいう (以下,略)」と定められている.

2つの定義を見てわかるように、精神障害・発達障 害は状態像が非常に掴みにくい.たとえ診断書に診断 名が記載されていても、障害の程度については必ずし も明確ではない.さらに障害特性が個々に異なること から支援者はその対応に労力を費やすことになり、過 重な負担になりやすいと考えられる.

高橋ら(2015:231)は、発達障害のある学生への 合理的配慮提供における課題と、教育心理学領域にお いて研究し「アメリカの高等教育機関では、配慮内容 は認知機能の特徴に合わせて決められており、心理検 査の結果も根拠として使用されているが、日本ではあ まり普及していない.大学に配置されているカウンセ ラーが、今後、心理検査を実施するという方法も検討 すべきである」と論じている.

心理テストは心理の専門家のみ実施することが可能 であり、全ての大学ですぐに実施できるわけではな い.だが高橋らが言及するように、日本の大学におい て心理テストを受ける環境が整えば、発達障害の診断 基準を満たすか不明であるが困難を抱える学生に対 し、合理的配慮を提供するための根拠を示すことがで きる.また心理テストの結果は個々の合理的配慮提供 の検討にも役立つであろう.

これらのことから精神障害・発達障害の合理的配慮 は、障害学生の主治医および大学の教職員、医療、心 理、福祉等の専門家により多角的に支援を検討し、配 慮計画を立てていくこととが必要だと考える.

⑤生活支援·医療的支援

本調査において,大学における合理的配慮として生 活支援の必要度が低いと考えられていることが明らか になった.しかし実態としては生活支援の要望が多 く,各大学において支援内容が異なっている現状が明 らかになった.義務教育期間では修学面・生活面が共 に合理的配慮の対象になっていることに対し,大学で は障害学生と大学側との対話により配慮内容が決定さ れる.このような現状から,生活支援に関わる部分に ついては,保護者に協力を求めることも必要であると 考える. 三原(2013:4)は、ボストン大学での生活支援に ついて「雪かきによるアクセスは保障するが、移動介 助は合理的配慮にあたらないと考えている」と述べて おり、アメリカでは生活支援の基準が示されていると 考える.日本もアメリカのようにある程度の基準が示 されると合理的配慮の判断が容易になるであろう.

では日本の障害学生の生活支援への手立てとして, 障害福祉サービスの利用はできないのであろうか.厚 生労働省が定めた「障害福祉サービス」は,障害者総 合支援法に基づき,日常生活支援を行うものである. 自治体の制度であり,具体的には,生活介護,就労移 行支援・就労継続支援,居宅介護,移動支援,行動援 護,重度訪問介護,同行援護等のサービスがある.障 害者の中で条件に合う者のみこの支援を受けられるの だが,大学内の介護は対象外である.

2018年度から地域生活支援促進事業が始まり,重 度訪問介護利用者が「大学修学支援事業」を利用し, 通学や学内の生活支援についても制度利用できるよう になった.しかし制度を利用できる対象は,重度の肢 体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害であ り,さらに二肢以上に麻痺がある等の条件を満たす必 要がある.つまり障害学生の障害支援区分によっては 福祉サービスの対象外となり,支援を受けることはで きない.先にも述べたが,このことは大学の課題では なく,日本社会の課題であると考える.将来的には大 学進学を希望する障害学生が障害福祉サービスを利用 し,教育を受ける権利を全う出来る制度改革になるこ とを期待したい.

次に、大学の保健センターの現状を踏まえ「医療的 支援」について述べる.

大学の保健センターは、診療所申請している大学と していない大学に分けられる.大学で医業を行う場合 は、医療法により開設地の都道府県知事等に診療所申 請し、許可を受けなければならない.許可を受けてい ない場合は医療行為を行うことはできない.

大学の医師については、学校保健安全法において学 校医の配置人数が学校規模により決められている.必 ずしも常駐である必要はなく、現状においてもすべて の大学に常勤の医師がいるわけではない.そのため医 療的支援を必要とする障害学生がいる場合、大学に よっては看護や介護のできる援助者を探すことにな る.

日本学生支援機構(2015)「障害のある学生への支援・配慮事例(肢体不自由)」の調査からも、学内で

の対応が困難な場合には外部から支援者を派遣しても らう旨の内容が示されていた. 医療的支援について は、支援内容,援助者の選定,人件費などのデータを 蓄積し、今後,検討を重ねていかなければならないと 考える.

⑥就職支援

障害の状態像により雇用状況は異なり,就職支援に 大きく影響する. 今後,大学における就職支援はどの ようにすべきであろうか.

2013年4月より施行された障害者総合支援法によ り、新たな障害者への福祉政策が実施された.就労移 行支援事業もその1つである.現在,障害学生の就職 については、ハローワークや障害者職業センター,就 労移行支援事業所等が力を注いでいる.就労移行支援 の利用としては、障害や難病があるなどの条件に見合 えば、原則2年間、一般企業への就職に向けたスキル 向上や対人技能などのノウハウを提供してもらうこと ができる.加えて2018年から就労定着に向けた新た なサービスとして「就労定着支援事業」も始まった. 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 を利用して一般就労した障害者は3年間利用すること ができる.

この制度は、自分のペースで就職活動をしたい障害 学生にとって非常にメリットがある.なぜなら修学と 就職活動を同時進行する必要がないからである.大学 在学中は修学のみに集中でき、卒業単位が習得できた 頃に職業訓練を受けながら就職について考えることが できるのである.

合理的配慮では障害学生の就職支援にも深く関わる ため、就労支援のコーディネート業務を充実させるこ とも今後の課題であると言える.

⑦保護者対応

障害学生の中には他人との関係づくりが苦手であっ たり、身体介護を必要とする学生もいるため、生活支 援において保護者と連携をとることが多い.そのため 合理的配慮は障害学生だけではなく、保護者対応につ いても同時に考えていかなければならない.

しかし保護者が合理的配慮について理解していない ことがある.例えば「合理的配慮を申請したのに授業 単位を取得できなかった」と訴える場合などである.

三原(2013:4)は、合理的配慮の概念を理解する 上では、「アファーマティブ・アクション」と対比す るとわかりやすいと言及している.アファーマティ ブ・アクションとは,弱者集団の不利な現状を,歴史 的経緯や社会環境に鑑みた上で是正するための改善措 置(特別措置)のことである.しかし,合理的配慮は 「アファーマティブ・アクション」ではない.時に合 理的配慮を「アファーマティブ・アクション」と誤認 識し,特別措置を受けられなかったことに対して大学 に不信感を持つ保護者がいる.このような場合には対 話を重ね,合理的配慮についての理解を求める必要が ある.

このような解釈のずれが生じる原因として,合理的 配慮がまだ社会的に浸透していないことが理由の1つ だと考えられる.問題を取り除くためには,合理的配 慮の概念を広く日本に浸透させなければならない.大 学における合理的配慮では,初期段階において保護者 や障害学生に合理的配慮の概念を明確に伝えることが 重要だと考える.また大学教育における合理的配慮の 理解をより深めてもらうために,授業,ホームページ 等で広報する必要がある。

7.結論

本研究では、3つのリサーチクエスチョンを設定し、 そこから「過重な負担に影響する要因」について考察 し、最終的に以下の7つの項目を導き出した。1つ目 は費用・負担の問題。2つ目は実現可能性の程度(物 理的・技術的制約・人的・体制上の制約)。3つ目は 公平性や基準。4つ目は障害種別ごとの課題。5つ目 は生活支援・医療的支援。6つ目は就職支援、7つ目 は保護者対応である。

大学における合理的配慮は,教育支援に関するもの と生活支援に関するものがある.大学だけで合理的配 慮を考えるのではなく,大学構内における福祉サービ スの利用などの検討が必要になってくる.大学におけ る合理的配慮において「教育を受ける権利の保障」と 「教育を受けるための生活の環境保障」の両面からの 検討が必要であろう.

謝 辞

本研究における質問紙調査およびインタビュー調査 に回答してくださいました各大学の障害学生支援担当 者の皆様に心から御礼申し上げます.そして,終始熱 心なご指導を頂きました指導教員の綿祐二教授に深く 感謝の意を表します.また本研究にご協力をいただき ました諸先生方ならびに本大学院関係者の皆様,本研 究の趣旨を理解し,ご協力いただきました本務校の教 職員の皆様にも深く感謝申し上げます.

(ごうだ たゆみ:社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程(通信教育)2021年度修了,医療・福祉マ ネジメント研究科2022年度研究生)

文 献

- 飯塚潤一・福井恵(2018)「障害者差別解消法とバリアフ リー・ユニバーサルデザイン―できるところから始める 障害学生・教職員支援―」『大学図書館研究』(108).
- 柏倉秀克(2017)「第1章 支援体制の構築について」日 本学生支援機構

(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_ shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/ afieldfile/2017/09/04/01_chapter1.pdf, 2020. 12. 1).

- 厚生労働省(掲載年月日不明)「障害福祉サービスについて」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/ naiyou.html, 2021. 4. 1).
- 厚生労働省(2017)「新サービスの基準について」 (https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_ Shakaihoshoutantou/0000185297.pdf, 2021. 3. 26).
- 三原岳 (2013)「障がいのある学生の修学支援の創造」『大 学時報』(1).
- (https://www.tkfd.or.jp/research/detail. php?id=1172, 2021. 6. 15).
- 文部科学省(2012)「障がいのある学生の修学支援に関す る検討会報告(第一次まとめ)について」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/
- houdou/24/12/1329295.htm, 2021. 6. 15). 文部科学省(2017)「障がいのある学生の修学支援に関す る検討会報告(第二次まとめ)について」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/ koutou/074/gaiyou/1384405.htm, 2021. 6. 15).
- 内閣府(発行年不明)「平成 21 年度障害者の社会参加推進 等に関する国際比較調査」 (https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/ h21kokusai/index.html, 2020. 10. 18).
- 日本学生支援機構学生生活部(2010)「学生支援の現状と 課題一学生を支援・活性化する取り組みの充実に向けて 一」大学における学生支援取組状況調査研究プロジェク トチーム中間報告書.
- 日本学生支援機構(2015)「障害のある学生への支援・配 慮事例・肢体不自由・上下肢機能障害」 (https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_ hairyo_jirei/shitai_joukashi.html, 2021. 6. 15).
- 織原保尚(2016)「アメリカにおける発達障害と 高等教育 における配慮の合理性に関する法的基準」『別府大学紀

要』(57), 29-41.

- 諏訪絵里子・望月直人・吉田裕子・ほか(2017)「障害者 差別解消法の実現と平等な障がい学生支援を目指して: 英国ウェストミンスター大学の取組を通して」『大学高 等教育研究』(5).1-8.
- 高橋知音・高橋美穂(2015)「発達障害のある大学生への 「合理的配慮」とは何かーエビデンスに基づいた配慮を 実現するために一」『研究委員会企画チュートリアルセ ミナー』(2). 227-235.
- 吉武清實(2020)『共生社会へ一大学における障害学生支援を考える一第2章大学における学生相談と障害学生支援ー、専門的学生支援,整備・充実化の視点から』東北大学出版会,25-48.